



平成 23 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴトー
代 表 者 名 代表取締役社長 後藤 行宏
(JASDAQ・コード9817)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 常務取締役管理本部長 土橋 文彦
電 話 055-923-5100

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年10月17日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「I.1. (1)②」において定義いたします。)の取得について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社の発行済普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に、全部取得条項に係る定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)

(1) 提案の理由

平成 23 年 8 月 23 日付当社プレスリリース「株式会社Gプランニングによる当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び同日付「親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせ申し上げておりましたとおり、株式会社Gプランニング(以下「Gプランニング」といいます。)は、平成 23 年 7 月 11 日から当社普通株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施しており、本公開買付けは、平成 23 年 8 月 22 日に終了しております。本公開買付けの結果、Gプランニングは、平成 23 年 8 月 29 日(本公開買付けの決済開始日)をもって、当社普通株式 5,564,673 株(平成 23 年 8 月 31 日現在における当社の総株主の議決権に対する割合: 60.44%)を所有するに至りました。

また、Gプランニングの代表取締役である後藤行宏氏の配偶者である後藤恵子氏が代表取締役を務めており、後藤行宏氏及びその親族が全ての議決権を所有する有限会社ゴトーエンタープライズは、当社普通株式 3,481,920 株(平成 23 年 8 月 31 日現在における当社の総株主の議決権に対する割合: 37.82%)を所有しております。

Gプランニングは、平成 23 年 7 月 8 日付同社プレスリリース「株式会社ゴトー普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりましたとおり、当社がおかれている厳しい経営環境下において、事業構造の再構築及び取り組みの強化に伴うリスクを当社の一般株主の皆様への負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的

かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社普通株式を非公開化することが最善の手段であると考えに至ったとのことです。

一方、当社といたしましても、平成23年7月8日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせ申し上げておりますとおり、厳しい経営環境を脱するためには、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施することが必要不可欠であり、このような事業構造の再構築及び取り組みの強化に伴うリスクを当社の一般株主の皆様のご負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社普通株式を非公開化することが最善の手段であり、また、本公開買付けの買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、上記非公開化に必要な以下の①から③の手続（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。以下同じです。）の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を267,840分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を267,840分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、Gプランニング及び有限会社ゴトーエンタープライズ以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、全部取得条項付普通株主の皆様へ交付することとなる1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式については、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上でGプランニングに売却すること、または同項及び同条第4項の規定に基

づく裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に395円（本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金額が、各全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

「定款一部変更の件－1」は、本非公開化手続のうち上記①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみで発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款 第2章 株 式	変 更 案 第2章 株 式
<p>(発行済可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は24,634,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(発行済可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は24,634,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は24,633,900株とし、<u>第5条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は100株とする。</u></p> <p><u>(A種種類株式)</u> 第5条の2 当社は、残余財産を分配するとき、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の</u></p>

<p>(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。</p>	<p><u>残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当会社の<u>普通株式の1単元の株式数は100株とし、A種種類株式の1単元の株式数は1株とする。</u></p>
<p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (種類株主総会) <u>第17条の2 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> ② <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> ③ <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 提案の理由

「定款一部変更の件-2」は、上記「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げましたとおり、当社普通株式の非公開化を行うための本非公開化手続の②として、「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。「定款一部変更の件-2」が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全部取得条項付普通株式となります。

また、「定款一部変更の件-2」に係る議案の承認後、株主総会の特別決議によって当社は全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得しますが（本非公開化手続の③）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主の皆様へ交付する取得対価は「定款一部変更の件-1」における定款変更案により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき全部取得条項付普通株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は、Gプランニング及び有限会社ゴトーエンタープライズを除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、267,840分の1株としております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成23年11月24日といたします

(下線は変更部分を示します)

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追加変更案
第2章 株 式	第2章 株 式

(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を267,840分の1株の割合をもって交付する。</u>
-------	---

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件－1」でご説明申し上げますとおり、当社は、厳しい経営環境を脱するためには、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施することが必要不可欠であり、このような事業構造の再構築及び取り組みの強化に伴うリスクを当社の一般株主の皆様への負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社普通株式を非公開化することが最善の手段であり、また、本公開買付けの買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断するに至り、本非公開化手続を行うことといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案は、「定款一部変更の件－1」でご説明申し上げますとおり、当社普通株式の非公開化を行うための本非公開化手続の③として、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、「定款一部変更の件－1」に係る変更後の定款に設けられるA種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価としてGプランニング及び有限会社ゴトーエンタープライズを除く全部取得条項付普通株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行するA種種類株式を267,840分の1株の割合をもって交付する予定であります。このように割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主の皆様に対しましては、A種種類株式を割り当てた結果生じる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の規定に従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主の皆様へ交付いたします。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合に、全部取得条項付普通株主の皆様へ交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式については、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上でGプランニングに売却すること、または同項及び同条第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた当

社普通株式の数に 395 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金額が、各全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 267,840 分の 1 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成 23 年 11 月 24 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において、「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成 23 年 10 月 17 日から平成 23 年 11 月 17 日まで整理銘柄に指定された後、平成 23 年 11 月 18 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ において取引することはできません。

III. 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成 23 年 8 月 12 日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成 23 年 8 月 31 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成 23 年 9 月 14 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 23 年 10 月 17 日（月）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成 23 年 10 月 17 日（月）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 23 年 10 月 17 日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 23 年 10 月 18 日（火）

当社普通株式の売買最終日	平成23年11月17日(木)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年11月18日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成23年11月23日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	平成23年11月24日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年11月24日(木)

IV. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ. の全部取得条項付普通株式の取得(以下「本取得」といいます。)は、支配株主との重要な取引等に該当します。当社は、平成23年5月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書Ⅰの4に記載のとおり、支配株主との重要な取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、当社と支配株主との取引については、一般の取引と同様に適正な条件で行うことを基本方針とし、当社の意思決定機関である取締役会において、取引の内容及び妥当性について慎重に審議、決議のうえ業務の執行を図ることとし、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応することを定めております。

当社では、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引(以下「本取引」といいます。)の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成23年7月8日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「2. (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における第三者委員会の設置」に記載したとおり、当社の取締役会が本取引の一環として行われる本公開買付けに関して意思決定を行う前提として、(a) 本取引の目的の正当性(本取引による当社企業価値の向上の有無)、(b) 公開買付価格の公正性、(c) 意思決定に至る手続の適正性、(d) 上記を踏まえ、当社の意思決定が少数株主に不利益でないことにつき、当社の取締役会に対して答申を行うことを諮問し、当社、Gプランニング及び支配株主から独立した第三者委員会からは、平成23年7月8日付で、(a) 本取引の目的の正当性を疑わせる事情は見当たらず、本取引の実行により当社の企業価値の向上が見込まれると判断することには合理性がある、(b) 本公開買付けの買付価格の公正性が確保されていると判断することは合理性がある、(c) 本取引においては、利益相反の回避の観点から、適切な措置が講じられており、これに従い本公開買付けに賛同する旨、当社の株主には応募を推奨する旨決議がなされた場合には、公正な手続によってなされたものと評価できる、(d) 上記を踏まえると、当社の取締役会が、少数株主にとって特段不利益なものではないと判断し、上記賛同決議を行うことは、取締役として合理的な判断である旨を内容とする意見書を取得したほか、同プレスリリースの「2. (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、慎重に検討、議論したうえで、本取得が少数株主にとって不利益なものはないと判断しておりますので、本取得は上記指針に適合していると考えております。

以上